

令和 2 年 3 月

定例教育委員会

3

3月定例会（3）

開催日時 令和2年3月18日（水） 14時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 教育長報告

3 議 題

○第38号議案

長崎県立学校管理規則の一部改正について

（県立学校改革推進室・特別支援教育課）

4 協 議

(1) 長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について (高校教育課)

(2) 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について (学芸文化課)

5 報 告

(1) 令和2年2月定例県議会の概要について (各課共通)

(2) 長崎県教育委員会障害者活躍推進計画の策定について (総務課)

(3) 県内市町立幼稚園・小中学校の設置廃止等について (教育環境整備課)

(4) 令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について (高校教育課・義務教育課)

(5) 統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）構築事業の成果について (義務教育課)

(6) 障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会第3回会議について (特別支援教育課)

(7) 第35期第5回長崎県社会教育委員の会議結果について (生涯学習課)

(8) 令和元年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について (長崎図書館)

第38号議案

(総 務 課)

(教 職 員 課)

(特別支援教育課)

長崎県立学校管理規則等の一部改正について

(提案理由)

職及び学科の廃止に伴い、長崎県立学校管理規則(昭和51年長崎県教育委員会規則第3号)及び長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成18年長崎県教育委員会規則第5号)の一部を改正しようとするものである。

(改正要旨)

- 1 技師(用務員、調理員、介助員)の廃止に伴い、所要の改正を行う。

(長崎県立学校管理規則第28条第4項、第37条第2項関係)

(長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則第9条関係)

- 2 「平成30年度県立高等学校・中学校生徒募集定員」で募集停止とした県立中五島高等学校「商業科」、県立西彼農業高等学校「施設園芸科、食品流通科、生活科学科」及び県立佐世保商業高等学校「総合ビジネス科」を、また、「平成30年度県立特別支援学校入学者選考」で募集停止とした県立希望が丘高等特別支援学校「普通科」の生徒が、令和2年3月で卒業したことに伴い、学科廃止のための所要の改正を行う。

(長崎県立学校管理規則別表第1(第2条関係))

(内 容)

別紙規則案のとおり

施行日：令和2年4月1日

最終改正年月日 長崎県立学校管理規則 令和元年6月28日

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則 平成28年3月25日

別紙（規則案）

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|---------------|-----|------------|----|-------|----|----|----|---|--|--|--|--|-------------|--|---------------|-----|-----|---|--|--|--|--|---|-------|-------|---|--|-----------------|--|----|-------|----|----|----|---|--|--|--|--|-------------|--|---------------|-----|------------|---|--|--|--|--|
| <p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 学校には、前各項に規定するもののほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、<u>栄養士</u>その他の職員を置く。</p> <p>5 略</p> <p>(職の分類)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の職は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職種上の職</th> <th style="width: 50%;">組織上の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(ア) 高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 15%;">本校・分校</th> <th style="width: 15%;">位置</th> <th style="width: 15%;">課程</th> <th style="width: 30%;">学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>長崎県立中五島高等学校</td> <td></td> <td>南松浦郡 新上五島町</td> <td>全日制</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> | 職種上の職 | 組織上の職 | 略 | | 名称 | 本校・分校 | 位置 | 課程 | 学科 | 略 | | | | | 長崎県立中五島高等学校 | | 南松浦郡 新上五島町 | 全日制 | 普通科 | 略 | | | | | <p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 学校には、前各項に規定するもののほか、必要に応じて、副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、<u>栄養士</u>、<u>介助員</u>、<u>調理員</u>、<u>用務員</u>その他の職員を置く。</p> <p>5 略</p> <p>(職の分類)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の職は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職種上の職</th> <th style="width: 50%;">組織上の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">技師（用務員 介助員 調理員）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(ア) 高等学校</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 15%;">本校・分校</th> <th style="width: 15%;">位置</th> <th style="width: 15%;">課程</th> <th style="width: 30%;">学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>長崎県立中五島高等学校</td> <td></td> <td>南松浦郡 新上五島町</td> <td>全日制</td> <td>普通科 商業科</td> </tr> <tr> <td colspan="5">略</td> </tr> </tbody> </table> | 職種上の職 | 組織上の職 | 略 | | 技師（用務員 介助員 調理員） | | 名称 | 本校・分校 | 位置 | 課程 | 学科 | 略 | | | | | 長崎県立中五島高等学校 | | 南松浦郡 新上五島町 | 全日制 | 普通科 商業科 | 略 | | | | |
| 職種上の職 | 組織上の職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 本校・分校 | 位置 | 課程 | 学科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県立中五島高等学校 | | 南松浦郡 新上五島町 | 全日制 | 普通科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職種上の職 | 組織上の職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技師（用務員 介助員 調理員） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 本校・分校 | 位置 | 課程 | 学科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎県立中五島高等学校 | | 南松浦郡 新上五島町 | 全日制 | 普通科 商業科 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|--------------|--|-----|-----|-----------------------------|
| 長崎県立西彼農業高等学校 | | 西海市 | 全日制 | 食料サイエ ンス科 生活デザイ ン科 |
|--------------|--|-----|-----|-----------------------------|

| | | | | |
|--------------|--|-----|-----|--|
| 長崎県立西彼農業高等学校 | | 西海市 | 全日制 | 施設園芸科 食品流通科 生活科学科 食料サイエ ンス科 生活デザイ ン科 |
|--------------|--|-----|-----|--|

略

| | | | | |
|---------------|--|------|-----|---|
| 長崎県立佐世保商業高等学校 | | 佐世保市 | 全日制 | 国際コミュ ニケーショ ン科 会計ビジネ ス科 情報マーケ ティング科 |
|---------------|--|------|-----|---|

略

| | | | | |
|---------------|--|------|-----|--|
| 長崎県立佐世保商業高等学校 | | 佐世保市 | 全日制 | 総合ビジネ ス科 国際コミュ ニケーショ ン科 会計ビジネ ス科 情報マーケ ティング科 |
|---------------|--|------|-----|--|

略

略

(イ) 特別支援学校

(イ) 特別支援学校

| 名称 | 本校・分校・ 分教室 | 位置 | 障害 種別 | 部科 | 学科 |
|--------------------------|---------------|-----|----------|-----|---|
| 長崎県立希望 が丘高等特別 支援学校 | | 諫早市 | 知的 障害 | 高等部 | 生活サービ ス科 流通サービ ス科 環境デザイ ン科 |

| 名称 | 本校・分校・ 分教室 | 位置 | 障害 種別 | 部科 | 学科 |
|--------------------------|---------------|-----|----------|-----|--|
| 長崎県立希望 が丘高等特別 支援学校 | | 諫早市 | 知的 障害 | 高等部 | 普通科 生活サービ ス科 流通サービ ス科 環境デザイ ン科 |

略

略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(規則案)

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--------------------|---|--------------------|
| (指導助言者及び評価者) | | (指導助言者及び評価者) | |
| 第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。 | | 第9条 指導助言者及び評価者は、次の表のとおりとする。 | |
| 教職員の区分 | 一次指導助言者及び 一次評価者 | 教職員の区分 | 一次指導助言者及び 一次評価者 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教諭、講師を 含む。以下同じ。） 養護教諭 （養護助教諭を含む。以下同 じ。） 栄養教諭 実習助手 寄 宿舍指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長 | 略 | 主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教諭、講師を 含む。以下同じ。） 養護教諭 （養護助教諭を含む。以下同 じ。） 栄養教諭 実習助手 寄 宿舍指導員 事務職員 栄養士 用務員 介助員 調理員 船長 機関長 | 略 |
| 略 | 略 | 略 | 略 |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

-4-

協 議 事 項 (1)

高校教育課

(件 名) 長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の
制定について

(概 要)

令和元年12月11日付けで公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和元年法律第72号)の施行及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年長崎県条例第77号)の一部改正(令和2年2月定例県議会上程中)に伴い、長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するため、協議するものである。

1 規則案の内容

別紙1のとおり

2 施行日

令和2年4月1日

(規則案)

1 規則名

長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

2 条文

(目的)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号。以下「特別措置条例」という。）第8条の規定に基づき、県立学校の教育職員（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別措置条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在校等時間 特別措置条例第8条第2項の指針（令和2年文部科学省告示第1号）が規定する在校等時間をいう。
- (2) 所定の勤務時間 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の規定する休日以外の日における正規の勤務時間をいう。

(上限時間の原則)

第3条 県教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
- (2) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(特別な事情の上限時間)

第4条 県教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前条の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- (2) 1年間時間外在校等時間 720時間

(3) 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

(4) 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

(その他の事項)

第5条 前2条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。<u>以下「給特法」という。</u>）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p><u>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</u></p> <p>第7条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による勤務時間をいう。この項及び第8条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>（教育職員の業務量の適切な管理等）</u></p> <p>第8条 <u>教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の措置については、給特法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の勤務監督を行う教育委員会が規則で定める。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p><u>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</u></p> <p>第7条 教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第28号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。）の規定により例によることとされる場合を含む。）の規定による勤務時間をいう。この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日における正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

協 議 事 項 (2)

学芸文化課

(件 名) 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき
市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正について

(概 要)

1. 目的

文化財保護条例の施行にかかる事務のうち、県指定の史跡名勝天然記念物の指定地内での電線・ガス管・水道管等の改修など、県教育委員会の許可が必要な事務処理の一部を市町村が処理できるよう権限を委譲する事務について、「長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」の改正を行い、規則で詳細を定めようとするもの。

2. 内容

現行条例において史跡名勝天然記念物の現状変更にかかる手続きのうち、市町村へ権限委譲している項目について規則で定めるほか、文化財保護法施行令の改正に伴う所要の見直しを併せて行う。

※規則案は別紙のとおり

3. その他

施行日：令和2年4月1日
(最終施行年月日 平成16年9月1日)

(規則案)

長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 長崎県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成16年6月1日長崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
 ※次の表に掲げる規定の文化財保護法施行令等の改正に伴う改正部分は、下線の部分

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|---|--|---|
| (市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、右欄に掲げるとおりとする。 | | (市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、右欄に掲げるとおりとする。 | |
| 1 特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの | 1～4 略 | 特例条例第2条の表1の項に規定する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの | 1 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）に基づく事務のうち、扶養親族（配偶者及び子に限る。）の認定及び扶養親族の廃止の認定に関すること。 2 住居手当の支給に関する規則（昭和49年長崎県人事委員会規則第42号）に基づく事務のうち、住居手当の決定又は改定に関すること。 3 通勤手当の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第6号）に基づく事務のうち、通勤手当の決定又は改定に関すること。 4 単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年長崎県人事委員会規則第3号）に基づく事務のうち、単身赴任手当の決定又は改定に関すること。 |
| 2 特例条例第2条の表2の項に規定する長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）の施行に係る事務のうち別に教育委員会規則で定めるもの | 長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（1のアからキまでに掲げるものについては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。2及び3において同じ。） 1 条例第38条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、 | | |

地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

イ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ウ 工作物（建築物を除く。以下このウにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

オ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

カ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る）

キ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

| | | |
|--|---|--|
| | <p>ク 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</p> <p>ケ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取</p> <p>コ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け</p> <p>カ 県指定天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却</p> <p>キ アからカまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>2 条例第 38 条第 2 項において準用する条例第 15 条第 2 項の規定による指示（前号アからキまでに掲げる事項に係るものに限る。）</p> <p>3 条例第 38 条第 2 項において準用する条例第 15 条第 3 項の規定による停止命令又は許可の取消し（第 1 号アからキまでに掲げる事項に係るものに限る。）</p> | |
|--|---|--|

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【 参考 】

(文化財保護法施行令の改正に伴う所要の規則の見直し)

| 現行条例による規定 | 改正 (案) |
|--|--|
| <p>2 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの((1)のアからカまでに掲げるものについては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。(2)及び(3)において同じ。)</p> <p>(1) 条例第38条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること</p> | <p>長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(1のアからキまでに掲げるものについては、県指定史跡名勝天然記念物の指定に係わる地域内であって、その地域が2以上の市町村の区域に及ばないものに限る。2及び3において同じ。)</p> <p>1 条例第38条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為のうち次に掲げる事項の許可に関すること</p> |
| <p>ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で<u>3月</u>以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、<u>改築又は除却</u></p> | <p>ア 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。イにおいて同じ。)で<u>2年</u>以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は<u>改築</u></p> |
| <p>イ 小規模建築物の新築、増築、<u>改築又は除却</u>(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの</p> | <p>イ 小規模建築物の新築、増築又は<u>改築</u>(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である県指定史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は<u>田園住居地域</u>におけるもの</p> |
| <p>ウ 工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置、<u>改修若しくは除却</u>(改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> | <p>ウ 工作物(建築物を除く。以下このウにおいて同じ。)の設置若しくは<u>改修</u>(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)</p> |
| <p>エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、<u>改修又は除却</u></p> | <p>エ 条例第36条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は<u>改修</u></p> |

| | |
|--|---|
| オ <u>埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</u> | オ <u>電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</u> |
| (新設) | カ <u>建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)</u> |
| カ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。) | キ 木竹の伐採(県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。) |
| (新設) | ク <u>県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取</u> |
| キ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着 | ケ 県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 |
| ク 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け | コ 県指定天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け |
| ケ 県指定天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却 | サ 県指定天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却 |
| コ アからケまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの | シ アからサまでに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの |
| (2) 条例第38条第2項において準用する条例第15条第2項の規定による指示(前号アからコまでに掲げる事項に係るものに限る。) | 2 条例第38条第2項において準用する条例第15条第2項の規定による指示(前号アからシまでに掲げる事項に係るものに限る。) |
| (3) 条例第38条第2項において準用する条例第15条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し(第1号アからコまでに掲げる事項に係るものに限る。) | 3 条例第38条第2項において準用する条例第15条第3項の規定による停止命令又は許可の取消し(第1号アからシまでに掲げる事項に係るものに限る。) |

報 告 事 項 (1)

各 課 共 通

| | |
|-----|--|
| 件 名 | 令和2年2月定例県議会の概要について |
| 概 要 | <p>1. 日 程</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>会 期 令和2年2月25日 ~ 令和2年3月19日</p> <p>一般質問 令和2年3月 3日 ~ 令和2年3月 5日</p> <p>総括質疑 令和2年3月 6日</p> <p>常任委員会 令和2年2月26日、 令和2年2月29日 令和2年3月 9日 ~ 令和2年3月10日</p> </div> <p>2. 議 案</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">原案のとおり可決</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第91号議案 (予算議案) 令和元年度長崎県一般会計補正予算 (第7号) のうち関係部分 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">原案のとおり可決すべきものと決定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案 (予算議案) 令和2年度長崎県一般会計予算のうち関係部分 ・ 第77号議案 (予算議案) 令和元年度長崎県一般会計補正予算 (第6号) のうち関係部分 ・ 第20号議案 (条例議案) 職員のサービスの宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 ・ 第21号議案 (条例議案) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ・ 第38号議案 (条例議案) 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 |

・第39号議案（条例議案）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

・第40号議案（条例議案）

長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例

・第41号議案（条例議案）

長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例

・第76号議案（計画議案）

第三期長崎県立高等学校改革基本方針について

3. 一般質問等における主な質疑事項（報告事項（1）資料1～9頁）

- ・ふるさと教育の充実について（久保田将誠議員）
- ・佐世保工業高校への造船系学科の新設について（吉村 洋議員）
- ・県立世知原少年自然の家の運営について（吉村 洋議員）
- ・鷹島水中遺跡の保存活用について（北村貴寿議員）
- ・教職員の労働時間規制（「給特法」改正）にともなう取り組みについて（坂本 浩議員）
- ・結団式・解団式の合同開催について（国体・全国障害者スポーツ大会について）（宅島寿一議員）
- ・国史跡鷹島神崎遺跡の保存と活用について（石本政弘議員）
- ・新型コロナウイルス対策（教育現場における対応）（川崎祥司議員）
- ・長期入院生徒への学習支援について（川崎祥司議員）
- ・性の多様性への理解促進について（川崎祥司議員）
- ・教育費について（令和2年度の目玉事業とは。又そのねらいと成果目標について）（中山 功委員）

4. 文教厚生委員会等における主な質疑事項（報告事項（1）資料10～51頁）

○第91号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち
関係部分【2/26：経済対策】

○新型コロナウイルス感染症への対策等について【2/29】

○陳情審査 6件

○所管事務に関する質疑

- ・「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」について
- ・新しい高校入試制度について
- ・令和元年度におけるユネスコ無形文化遺産への提案候補の選定について
- ・新型コロナウイルスへの対応について
- ・物品の発注について
- ・教科書採択について
- ・新規高等学校卒業者の就職状況について
- ・男女混合名簿について
- ・変形労働時間制の導入について
- ・教育長と語る会について
- ・競技力向上について
- ・(公財)長崎県体育協会の財政状況について
- ・鷹島神崎遺跡について

報 告 事 項 (2)

総 務 課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 長崎県教育委員会 障害者活躍推進計画の策定について |
| 概 要 | <p>1 経緯等</p> <p>平成30年に国や地方自治体において障害者雇用率の不適切な計上 が明らかになったことを踏まえ、障害者の雇用の促進等に関する法律 (障害者雇用促進法)が令和元年6月に改正(計画部分は令和2年4 月1日施行)され、国や地方自治体が、障害者である職員がその有す る能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進に関す る取組を総合的かつ効果的に実施するよう、「障害者活躍推進計画」 の策定が義務付けられたもの。</p> <p>2 障害者活躍推進計画の概要</p> <p>① 計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間 ② 策定方法：国の指針に基づき、障害のある職員や障害者団体から の意見聴取等を行い策定 ③ 障害者活躍推進計画(案) 別添のとおり</p> <p>※検討等実施状況</p> <ul style="list-style-type: none">・職員アンケートの実施(期間：2/14～2/20)・障害のある職員の参画(3名)・本庁各課、地方・教育機関への意見照会・障害者関係団体への意見照会・庁内障害者雇用促進チームによる検討会議(3/13実施) <p>3 今後の日程(予定)</p> <p>4月中に県ホームページで公表予定</p> |

報 告 事 項 (3)

教育環境整備課

| 件 名 | 県内市町立幼稚園・小中学校の設置廃止等について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|----|------|----|---|----|-----|-----|-----|----|-----|----|---|----|-----|-----|-----|----|-----|----|---|----|
| 概 要 | <p>令和2年度の市町立幼稚園、小中学校及び義務教育学校の設置廃止等は、下記のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">市 町 名</th> <th style="width: 30%;">学 校 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td rowspan="3">廃 止</td> <td>平戸市</td> <td>1園</td> </tr> <tr> <td>南島原市</td> <td>1園</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2園</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td rowspan="3">廃 止</td> <td>長崎市</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>雲仙市</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td rowspan="3">廃 止</td> <td>長崎市</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>対馬市</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2校</td> </tr> </tbody> </table> | 種 別 | 内 容 | 市 町 名 | 学 校 数 | 幼稚園 | 廃 止 | 平戸市 | 1園 | 南島原市 | 1園 | 計 | 2園 | 小学校 | 廃 止 | 長崎市 | 1校 | 雲仙市 | 1校 | 計 | 2校 | 中学校 | 廃 止 | 長崎市 | 1校 | 対馬市 | 1校 | 計 | 2校 |
| 種 別 | 内 容 | 市 町 名 | 学 校 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園 | 廃 止 | 平戸市 | 1園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 南島原市 | 1園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 2園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校 | 廃 止 | 長崎市 | 1校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 雲仙市 | 1校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 2校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | 廃 止 | 長崎市 | 1校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 対馬市 | 1校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | 2校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

市町立幼稚園・小中学校異動予定一覧

| 種別 | 内容 | 学校名 | 所在地 | 異動年月日 | 備考 |
|----------------|---------|-------------|------------------|-----------|------------------|
| 幼稚園 | (廃止：2園) | | | | |
| | 平戸市 | 平戸市立平戸幼稚園 | 平戸市岩の上町1219-1 | R2. 3. 31 | 閉園 |
| | 南島原市 | 南島原市立北有馬幼稚園 | 南島原市北有馬町乙462番地 | R2. 3. 31 | 保育所型認定こども園に移行 |
| 小学校 | (廃止：2校) | | | | |
| | 長崎市 | 長崎市立川平小学校 | 長崎川平町108番地 | R2. 3. 31 | 西浦上小学校に統合 |
| | 雲仙市 | 雲仙市立雲仙小学校 | 雲仙市小浜町雲仙386 | R2. 3. 31 | 小浜小学校に統合 |
| 中学校 | (廃止：2校) | | | | |
| | 長崎市 | 長崎市立式見中学校 | 長崎市四杖町1245番地 | R2. 3. 31 | 小江原中学校に統合 |
| | 対馬市 | 対馬市立浅海中学校 | 対馬市美津島町小船越389番地7 | R2. 3. 31 | 豊玉中学校及び大船越中学校に統合 |
| 青義 学務 校教 | (異動なし) | | | | |

報 告 事 項 (4)

高校教育課・義務教育課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験について |
| 概 要 | <p>1 試験期日・場所・内容</p> <p>(1) 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：令和2年7月12日（日曜日）・場 所：県立長崎西高等学校、県立長崎工業高等学校・内 容：筆記試験（教職・一般教養、専門教科科目） 実技適性試験（該当校種・教科科目のみ） <p>(2) 第2次試験A日程</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：令和2年8月17日（月曜日）・場 所：県教育センター・内 容：適性検査、小論文 <p>(3) 第2次試験B日程</p> <ul style="list-style-type: none">・実施日：令和2年8月27日（木曜日）から9月4日（金曜日）のうち1日または2日を指定して実施・場 所：県教育センター・内 容：個人面接、実技適性試験（詳細は実施要項に記載） 適性検査（本免申請者のみ） <p>(4) 第2次試験C日程</p> <ul style="list-style-type: none">※小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者対象・実施日：令和2年9月13日（日曜日）・場 所：筑波大学東京キャンパス文京校舎・内 容：適性検査、個人面接 <p>2 実施要項等交付</p> <p>(1) 開 始 日：令和2年5月8日（金曜日）（予定）</p> <p>(2) 入手方法：高校教育課のホームページからダウンロードして入手する。</p> |

3 出願手続

(1) 出願方法：原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること。

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は、郵送で出願すること（関東会場受験希望者の電子申請は不可）。※詳細は実施要項を参照。

(2) 出願期間：令和2年5月18日（月曜日）午前10時から5月29日（金曜日）午後5時まで

※郵送の場合は5月29日（金曜日）まで消印有効

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和2年5月18日（月曜日）から8月31日（月曜日）消印有効

※令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験の試験日程等の概要及び変更点については、3月下旬以降に高校教育課のホームページで公表し、志願者に周知を図る。

4 令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験の変更点について

(1) 出願資格（年齢）について

- ・本務者免除制度による志願者の年齢制限を緩和し、志願者数を確保する。

| 《現行》 | 《変更案》 |
|--|---|
| 満49歳以下の者 | 満49歳以下の者 |
| ただし、障害者特別採用選考の志願者及び一般選考の高等学校教諭のうち、家庭、情報、農業、工業、水産、商業、看護、福祉の志願者に限り、満59歳以下の者。 | ただし、障害者特別採用選考の志願者、 <u>本務者免除制度による志願者</u> 及び一般選考の高等学校教諭のうち、家庭、情報、農業、工業、水産、商業、看護、福祉の志願者に限り、満59歳以下の者。 |

(2) 出願資格（免許状）について

- ・対象教科を拡大し、志願者数を確保する。

| 《現行》 | 《変更案》 |
|-------------------------------|---|
| 高等学校看護科教諭については、特別免許状による採用がある。 | 高等学校のうち、 <u>家庭、情報、農業、工業、水産、商業、看護、福祉</u> 科教諭については、特別免許状による採用がある。 |

(3) 特別支援学校の併願について

- ・採用枠が拡大し、本制度の必要性がなくなったため廃止する。

| 《現行》 | 《変更案》 |
|-----------------|-----------------|
| 小学部と中・高等部で併願可能。 | <u>併願を廃止する。</u> |

(4) 名簿登載期間延長制度について

- ・対象を拡大し、採用候補者の資質向上を図る。

| 《現行》 | 《変更案》 |
|------------|-----------|
| 教職大学院のみを対象 | 全ての大学院を対象 |

(5) 本務者免除制度による受験者の免除内容について

- ・第2次試験の小論文を免除して、本務者免除制度による受験者の負担を軽減する。

| 校種・職種 | 《現行》 | 《変更案》 |
|--------|---|------------------------------|
| 小学校 | 第1次試験の全て 第2次試験の実技適性試験 (※実技適性試験は次年度廃止) | 各校種・職種、左記の内容に加え第2次試験の小論文も免除。 |
| 中学校 | 第1次試験の教職・一般教養試験 | |
| 高等学校 | 第1次試験の教職・一般教養試験 | |
| 特別支援学校 | 第1次試験の全て | |
| 養護教諭 | 第1次試験の全て | |

(6) 2次試験について

① 小学校教諭および養護教諭実技適性試験について

- ・実技適性試験を廃止することで受験者の負担を軽減する。
- ・養護教諭は、B日程で児童生徒の対応・技能等に関する課題を提示し、個人面接で質問する。

| 校種・職種 | 《現行》 | 《変更案》 |
|-------|------------|---|
| 小学校 | B日程において実施。 | 廃止する。 |
| 養護教諭 | A日程において実施。 | 廃止する。 個人面接直前に、児童生徒の対応・技能等に関する課題を提示し、個人面接で質問する。 |

② B日程教壇における課題面接について

- ・教壇における課題面接は廃止し、個人面接直前に教科に関する課題を提示し、個人面接で質問する。

| 校種・職種 | 《現行》 | 《変更案》 |
|------------------------------|------------------|--|
| 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校 | 教科面接直前に課題を提示し実施。 | 廃止する。 個人面接直前に、教科に関する課題を提示し、個人面接で質問する。 |

(7) 第2次選考結果の通知等について

- ・合格者の辞退及び定年退職以外の退職希望者が生じた場合、採用候補者を補う。

《現行》

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、原則として任用する。

《変更案》

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から行う。

| 校種・職種 | 区分 | 任用について |
|--------------|----|--|
| 小学校、中学校、養護教諭 | I | 原則として任用する。 |
| 高等学校、特別支援学校 | I | 原則として任用する。 |
| | II | 令和2年12月31日までに、区分Iの合格者に辞退者が生じた場合、または定年退職以外で退職を希望する本務者が生じた場合、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い任用する。 |

なお、「区分II」の者のうち任用されなかった者は、同校種・職種を受験する場合に限り次年度の採用選考試験1次試験の全てを免除する。

報 告 事 項 (5)

義務教育課

| 件 名 | 統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）構築事業の成果について | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|-----|--------|-----|--------|-------|---|-----|------|------|---|-----|------|
| 概 要 | <p>1. 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員の業務改善及び情報セキュリティの強化等に資する「統合型校務支援システム」（あらゆる校務情報を一元的に集約し、効率的に処理できる高機能システム）の市町の導入を推進するため、導入に関するノウハウや費用等の情報を県内市町に提供し、長崎県推奨システムの普及を図る。 ○実証地域において、働き方改革に資する「統合型校務支援システム」の効果的な運用について事例を収集する。 ○本事業を受け、各市町が「統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）」の導入計画を策定する。 <p>2. 事業効果</p> <p>共通のシステムを全県的に導入することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域交流人事等による教職員の業務負担を軽減し、超過勤務を縮減する。 ②教職員の児童生徒と向き合う時間が確保され指導が充実する。 ③学校における情報セキュリティ対策が強化される。 ④市町の導入コストを軽減し、財政状況による市町間格差の解消が進む。 <p>3. 成果</p> <p>(1) 導入状況 ※平成29年度末 1.4%（全国最低）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">市町数</th> <th style="text-align: center;">学校数</th> <th style="text-align: center;">割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">114</td> <td style="text-align: center;">24.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">205</td> <td style="text-align: center;">41.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 低廉化</p> <p>県単位で共同調達を行ったことにより、共同調達を行わなかった場合と比較すると、市町の負担するシステム導入に係る初期費用は0円（県が負担）に、使用料も削減。</p> <p>(3) 勤務時間の縮減</p> <p>導入前（平成30年12月）と導入後（令和元年12月）の勤務時間を比較。</p> <p>統合型校務支援システムの導入により縮減された勤務時間（速報値）</p> <p style="text-align: center;">教頭 約50分/日 教諭 約30分/日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会への報告書作成にかかる時間が以前に比べ削減できた。 ○各教科の評定チェックなどが短時間でできるようになった。 ○職員へのアンケートをシステム上で行うことで集計時間を削減することができた。 | 年度 | 市町数 | 学校数 | 割合 (%) | 平成30年 | 3 | 114 | 24.2 | 令和元年 | 8 | 205 | 41.4 |
| 年度 | 市町数 | 学校数 | 割合 (%) | | | | | | | | | | |
| 平成30年 | 3 | 114 | 24.2 | | | | | | | | | | |
| 令和元年 | 8 | 205 | 41.4 | | | | | | | | | | |

統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）構築事業

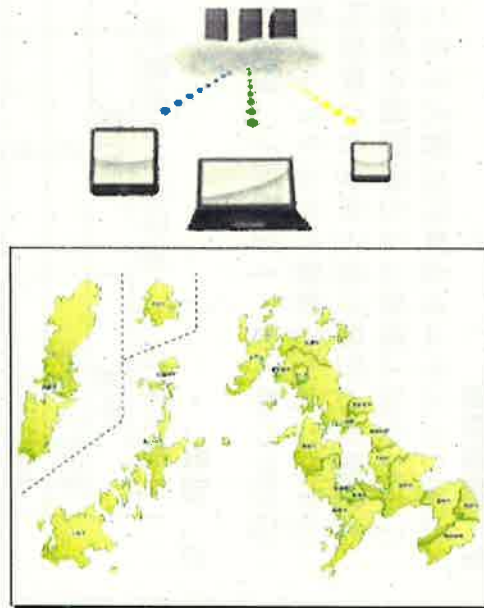
1 事業目的

- 教職員の業務改善及び情報セキュリティの強化等に資する「統合型校務支援システム」の市町の導入を推進するため、導入に関するノウハウや費用等の情報を県内市町に提供し、長崎県推奨システムの普及を図る。
- 実証地域において、働き方改革に資する「統合型校務支援システム」の効果的な運用について事例を収集する。
- 本事業を受け、県内市町が「統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）」の導入計画を策定する。

2 事業効果

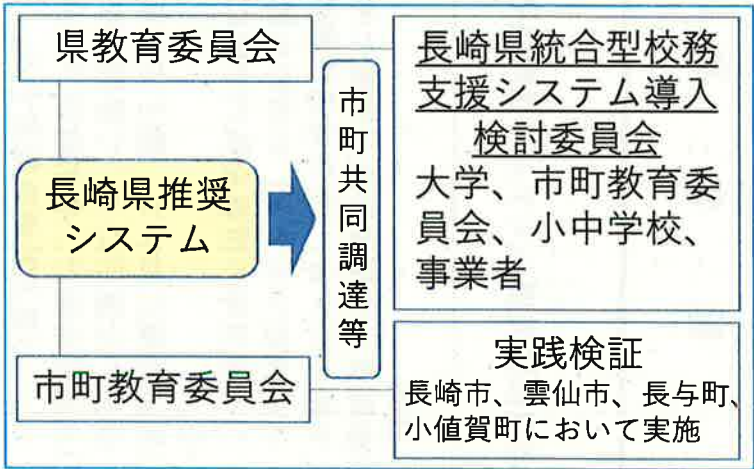
共通のシステムを全県的に導入することにより、

- ①広域交流人事等による教職員の業務負担を軽減し、超過勤務を縮減する。
- ②教職員の児童生徒と向き合う時間が確保され指導が充実する。
- ③学校における情報セキュリティ対策が強化される。
- ④市町の導入コストを軽減し、財政状況による市町間格差の解消が進む。



- 令和元年度導入市町 8市町 205校
- ・長崎市 ・大村市 ・対馬市
 - ・雲仙市 ・長与町 ・波佐見町
 - ・小値賀町 ・佐々町
- 令和元年度末 41.4%

3 事業組織



- 平成30年度システム導入校数 3市町 114校
- ・長崎市 108校（小学校69校、中学校39校）
 - ・長与町 3校（中学校 3校）
 - ・小値賀町 3校（小学校 2校、中学校1校）
- システム導入率
平成29年度末 1.4% → 平成30年度末 24.2%
(参考：全国平均 52.5%)

効果測定

統合型校務支援システムの導入による繁忙期の勤務時間の変化（速報値）

教頭（平均）

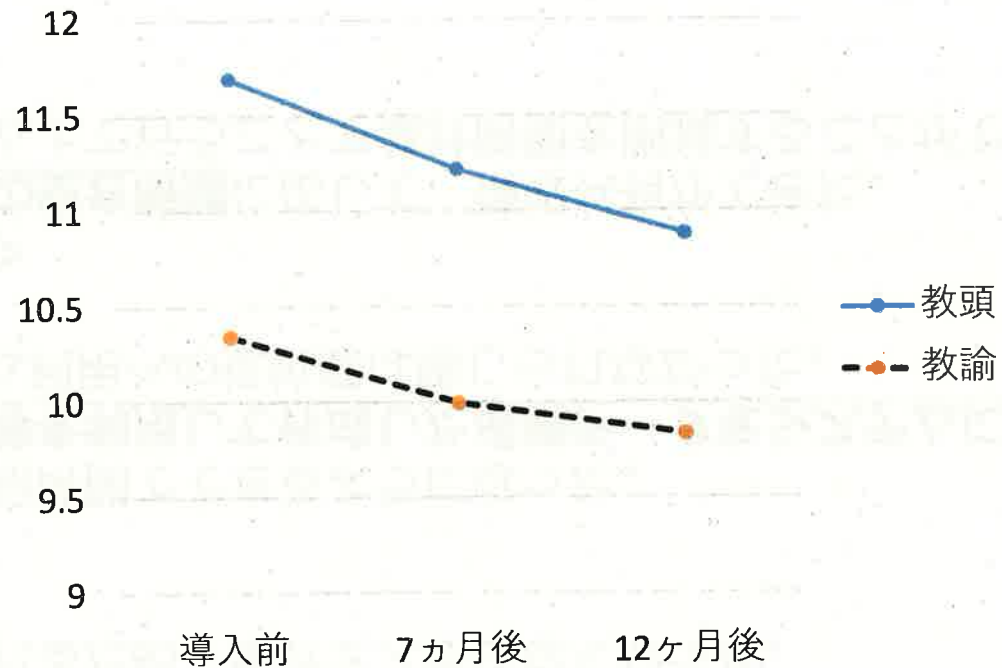
約50分/日 減

教諭（平均）

約30分/日 減

※導入前（平成30年12月）と
導入後（令和元年12月）の
勤務時間を比較

勤務時間の変化



導入効果・好事例（実証地域からの報告抜粋）

<出席簿・通知表作成に関するもの>

- 教育委員会への**報告書作成**にかかる時間が以前に比べ**削減**できた。
- **出席の集計が自動的に**反映されるため、集計ミスが少なくなった。

<成績処理に関するもの>

- 各教科の評定チェックなどが短時間でできるようになった。
- **各教員が使い慣れたエクセル等を利用して作成した成績データをシステムに登録**できるため、成績処理のシステム利用への抵抗感は感じられなかった。

<情報共有・掲示板に関するもの>

- 掲示板の活用により、**教職員の空き時間**に応じて、情報共有ができた。
- 職員へのアンケートをシステム上で行うことで集計時間を削減することができた。

<その他全般的なもの>

- 教育委員会から学校への文書発出処理を紙媒体から統合型校務支援システムの機能に一元化することで、**文書フローが効率化**された。

報 告 事 項 (6)

特別支援教育課

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会第3回会議について |
| 概 要 | <p>1 開催日 令和2年2月19日(水)</p> <p>2 会議内容 「幼稚園等、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育の充実について」</p> <p>○各校種の現状と課題、その方向性について(委員情報提供)</p> <p>①個に応じた切れ目ない指導や支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に関して、保護者との連携や学校間の引継ぎを確実にしていく必要がある。 <p>②教職員の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての教員の特別支援教育に関する知識やスキルを高めていく必要がある。研修の体系化や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制・組織づくりが必要である。 ・特別支援学級や通級担当教員の特別支援学校教諭免許状取得を進める必要がある。 <p>③関係機関との連携の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉など外部の機関から専門的な助言を得たり、情報共有を行ったりすることが重要であることから、連携体制を強化していく必要がある。 <p>④進路指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の特性に合わせた、進学や就職に向けた指導や支援体制の充実、進路先との情報共有、進路先での支援体制の構築を図っていく必要がある。 <p>⑤教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化やICT環境の充実など、学校における教育環境をユニバーサルデザイン化していく必要がある。 |

概 要

○委員からの主な意見等

①特別支援教育の視点を生かした学級経営、個に応じた指導・支援の充実

- ・新学習指導要領では、通常の学級において、発達障害の対応を含め、障害のある子どもの困難さに対する配慮を提供していくことが規定された。通常の学級の担任の授業づくりを支援していく仕組みを構築していく必要がある。

②校内の人材を活用した効果的な支援体制の構築

- ・小中学校等の特別支援教育に関する問題解決能力を高める必要がある。そのためには、自分たちの地域の資源を活用していく必要がある。その際、特別支援教育コーディネーターや指導教諭をうまく活用していくことも重要である。
- ・管理職が特別支援教育に対してどのくらい優先して考えているかどうかで違う。特別支援教育への意識は、学校によって差がある。管理職の意識の向上が課題であり、管理職研修で、もっと特別支援教育の重要性を伝えてほしい。

③切れ目ない支援体制の構築

- ・個別の教育支援計画等に関して、引き継ぐのは誰の役割かなど、引継ぎの要領などを整理する必要がある。
- ・個別の教育支援計画の引継ぎには保護者の同意が必要となっている。保護者の考え方も様々で、せっかく作ったものが引き継げないこともあるので、保護者に引継ぎが大事であることの理解を促すことが重要である。

④学校内外の専門家・関係機関等と連携した支援の充実

- ・特別支援学級や通級による指導において、自立活動の重要性をはじめとした担当する教員の専門性の向上が求められている。特別支援学校の教員によるセンター的機能による支援は非常に効果的である。その際、特別支援学校の教員の指導機能も必要になるかもしれない。
- ・生徒が医療や福祉など必要な社会資源を知らないこともある。例えば、関係機関の中には手帳の有無にかかわらず支援する仕組みがある。生徒が就職に至るまでの中で、発達障害や精神障害の支援があるという情報を、学校側にも把握してもらい、医療や福祉につながる情報を提供することも重要である。

報 告 事 項 (7)

生涯学習課

| | |
|-----|--|
| 件 名 | 第 3 5 期 第 5 回 長 崎 県 社 会 教 育 委 員 の 会 議 結 果 に つ い て |
| 摘 要 | <p>1. 開催日 令和2年2月3日(月)</p> <p>2. 出席者 社会教育委員13名(欠席3名)</p> <p>3. 会次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 委員会議事(社会教育法第13条関係) 令和2年度補助金について</p> <p>(3) 中野委員活動報告 「日独青少年指導者セミナー」</p> <p>(4) その他協議事項</p> <p>①「教育委員と社会教育委員との意見交換会」実施報告</p> <p>②ふるさと教育に関連する庁内関係課からの今年度の 実施状況報告と令和2年度の事業説明及び意見交換</p> <p>(5) 閉会</p> <p>4. 協議内容(概要)</p> <p>○ 社会教育法第13条に基づき、令和2年度の社会教育関係団体への補助金 について審議</p> <p>○ 中野委員による昨年11月の「日独青少年指導者セミナー」の研修報告</p> <p>○ 意見交換において、各委員からは、以下のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の社会教育委員の活動と取組が、県内21市町全てで行われていく ような典型になっていかなければならない。 ・教員や子ども、地域の大人達も含めて、「誇りの空洞化」が大きな問 題。社会教育関係者と部局が連携し、総合施策として取り組んでいただ きたい。 ・学校教育であれ、社会教育であれ、「教育」と名のつくものはすべて 「人材育成」である。まちづくりを議論する時に、教育が担う役割は、 ふるさとを担ってゆく人材を育成すること。 |

報 告 事 項 (8)

長崎図書館

| | |
|-----|---|
| 件 名 | 令和元年度第2回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について |
| 概 要 | <p>1 開催日 令和2年2月17日(月)</p> <p>2 場 所 長崎県立長崎図書館(ミライオン図書館)</p> <p>3 出席者 長崎県立長崎図書館協議会委員9名 館長、副館長、各課長等</p> <p>4 会次第 (1) 開会 (2) 協議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度主要事業実施状況について ・令和2年度事業計画(案)について ・その他 <p>5 概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度の事業報告(令和2年1月末現在) ○令和2年度の事業計画(案)についての説明 <p><主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町立図書館への協力貸出しやレファレンスの傾向について ・子どもの読書活動の推進について ・ミライオン図書館の来館者数について ・協力車の巡回コースについて ・県内図書館の状況について <p>6 今後の予定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月に令和2年度第1回会議を開催予定 <p>※参考</p> <p>図書館協議会(根拠法令:図書館法第14条)</p> <p>図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関</p> |